

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省輸出・国際局輸出支援課）

項 目 名	農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の所要の措置		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、農林水産物及び食品の輸出に関する法律（以下「輸出促進法」という。）の改正を前提に、輸出事業計画に設備投資計画を追加し、その設備投資計画に基づき行う施設等の整備について、税制上の特例を設けることを要望する。</p> <p>※ 輸出促進法の改正は現在検討中（以下同じ）。</p>		
		平年度の減収見込額	－百万円
		（制度自体の減収額）	（－百万円）
		（改正増減収額）	（－百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の農林水産業及び食品産業は、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にある。このため、我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得することが不可欠である。</p> <p>食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が、更に令和3年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」が取りまとめられた。この中で、輸出目標達成のための課題として、効率的な輸出物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討することとされた。</p> <p>このため、輸出促進法の一部を改正し、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行の輸出促進法による支援は、輸出事業計画の認定による制度融資が措置されているが、輸出関連設備の投資判断においては、その投資に関連した輸出事業の開始（拡大）に伴う資金繰り悪化が障害となっている。このため、輸出促進法を改正し、新たに設備投資に関する計画認定制度を追加することにより、同制度の利用を通じた輸出拡大に資する設備投資に関し、資金繰りを改善するための税制上の特例措置を講ずる。これにより、輸出に取り組む事業者による設備投資を促すとともに、その設備投資を基軸とした輸出関係者が一体となって課題を解決することで、更なる輸出拡大を推進していく必要がある。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
		<p>政策の達成目標</p> <p>農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円とする。
		政策目標の達成状況	2020年における農林水産物・食品の輸出額：9,217億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画（設備投資計画）に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特例措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の資金繰りを緩和させる効果があるため、輸出に向けた設備投資に踏み切ることにより、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業（R3年度予算額：10億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記補助事業は、食品製造事業者の HACCP 対応等の輸出に必要な施設等の整備を支援するものであり、税制上の措置を講ずることで、予算措置と相まって、流通コストの削減や輸出先国の食品安全規制等の課題の解決となり、政策目的の達成に資するものとなる。
		要望の措置の妥当性	税制上の特例措置については、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出の拡大に向けた設備投資を促すため、輸出事業計画を農林水産大臣が認定した場合に限り、適用することとしており妥当である。
	置 の 適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	